

過疎地域持続的発展計画に係る修正表（旧計画との対比）

島根県過疎地維持自立促進計画（旧計画）	島根県過疎地域持続的発展計画（素案）
<p>1. 基本的な事項</p> <p>昭和 45 年に過疎地域対策緊急特別措置法が制定されて以来、40 年余にわたる過疎対策により、過疎地域の基礎的な条件整備は相当程度進んできたところである。</p> <p>しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、小規模・高齢化した集落が増加し、地域運営の担い手の不足や通学、通院、買い物等の日常生活における困難な状況もみられ、住民生活の維持さえ極めて厳しい状況となっている。</p> <p>このため、引き続き真に必要な社会基盤を整備するとともに、安全・安心な地域生活確保対策、地域資源を活かした産業振興・雇用対策、農地・森林の管理・利用対策、都市との交流対策を柱とし、多様な主体との連携・協働、ソフト対策などを重視した総合的な対策を進めていく必要がある。</p> <p>なお、過疎地域が抱える諸課題を個々の市町村だけで解決することは容易ではなく、特に医療・教育・交通・商業機能といった分野については、広域的な機能連携による機能の確保が必要である。</p> <p>こうした基本認識の下、本県として自ら過疎地域に対して、次のとおり各種施策を総合的かつ計画的に展開することにより、過疎地域の自立促進のための取組を積極的に支援するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>1. 基本的事項</u></p> <p><u>（1）持続的発展の基本方針</u></p> <p>昭和 45 年に過疎地域対策緊急特別措置法が制定されて以来、<u>50</u>年余にわたる過疎対策により、過疎地域の基礎的な条件整備は相当程度進んできたところである。</p> <p>しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、小規模・高齢化した集落が増加し、地域運営の担い手の不足や通学、通院、買い物等の日常生活における困難な状況もみられ、住民生活の維持さえ極めて厳しい状況となっている。</p> <p>このため、引き続き真に必要な社会基盤を整備するとともに、安全・安心な地域生活確保対策、地域資源を活かした産業振興・雇用対策、農地・森林の管理・利用対策、都市との交流対策を柱とし、多様な主体との連携・協働、ソフト対策などを重視した総合的な対策を進めていく必要がある。</p> <p>なお、過疎地域が抱える諸課題を個々の市町村だけで解決することは容易ではなく、特に医療・教育・交通・商業機能といった分野については、広域的な機能連携による機能の確保が必要である。</p> <p>こうした基本認識の下、本県として自ら過疎地域に対して、<u>次項から掲げる</u>各種施策を総合的かつ計画的に展開することにより、過疎地域の<u>持続的発展</u>のための取組を積極的に支援するものとする。</p> <p><u>（2）目標</u></p>

(新設)

【(8) 集落の維持、活性化 より】

また、過疎地域で人口減少、少子高齢化の進行により地域の担い手が不足し、集落の活力が失われつつある一方で、都市住民の中で田舎暮らしやふるさ

2. 人材の育成、移住・定住、地域間交流の促進

保育所・幼稚園等から県内大学等まで、目標やビジョンを共有し、家庭、住民だけでなく、地元企業等とも連携・協働し、「教育魅力化」や「しまね留学」といった島根らしい魅力ある教育を行うことで、将来の島根を支える人づくりを推進する。

成長過程に応じた運動能力の育成や、生涯スポーツ・健康づくりの推進などにより、県民一人ひとりが、多様な形でスポーツ等を通じ気軽に地域や社会へ参加する機会の拡大を図る。

県の文化芸術施設を活用するとともに、地域や学校、関係団体等との連携により、文化芸術の鑑賞、参加、創造の機会を充実させることで、島根の文化芸術活動を担っていく若い世代の育成や、多くの県民が文化芸術活動に参加するきっかけづくりを行う。

多様な主体同士の協働による地域課題解決を行う団体の育成や活動支援を行い、多くの県民の社会貢献活動への参加を促進する。

外国人住民が地域における生活者として、日本人住民と共に暮らしていくために、相互理解を促進し、多文化が共生する地域づくりを進める。

人づくりの拠点となる公民館等を中心に、持続可能な地域づくりを実現するための基盤となる地域を担う人づくりを推進する。

若年者に、県内企業等の情報やそこで働く人に触れる機会などを提供し、島根で働く魅力を伝え、県内就職を促進する。

また、女性、高齢者、障がい者などが、それぞれの個性や多様性を尊重され経験や能力を活かし、県内企業等で活躍できるようきめ細かな支援を行う。

過疎地域で人口減少、少子高齢化の進行により地域の担い手が不足し、集落の活力が失われつつある一方で、都市住民の中で、団塊の世代はもとより若者

と回帰志向が高まりを見せている状況にある。こうした流れの中、UI ターン希望者に対する情報発信や農山漁村での生活体験、職業や住居等のあっせんなどの定住施策を推進し、若い世代の定着を促し、地域の担い手の確保を図る。

【(2) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 より】

地域間交流については、都市住民が農林水産業や農山漁村での生活を体験し、地域住民との交流を楽しむ「しまね田舎ツーリズム」などを通じて、都市と農村の双方向の対流を促進し、交流を通じた新たな産業として発展することを目指す。

(1) 産業の振興

農業については、地域の特色を活かしつつ、多様な消費者ニーズに対応した農畜産物、加工品の生産推進、必要な基盤の整備により、競争力のある産地の育成を目指す。また、有機農業や特別栽培農産物の拡大を図り、ブランドイメージ向上につなげる。

の田舎暮らしやふるさと回帰志向が高まりを見せている状況にある。こうした流れの中、Uターン・I ターン希望者に対する情報発信や農山漁村での産業体験、職業や住居等のあっせんなどの定住施策を推進し、若い世代の定着を促し、地域の担い手の確保を図る。

地域間交流については、都市住民が農林水産業や農山漁村での生活を体験し、地域住民との交流を楽しむ「しまね田舎ツーリズム」などを通じて、都市と農村の双方向の対流を促進し、交流を通じた新たな産業として発展することを目指す。

また、都市部等にしながら島根の地域や地域の人々と多様に関わりたいと希望する「関係人口」を掘り起こすとともに、こうした人々に県内地域での活動の場を提供し、関係人口と一緒に取り組む地域活動を拡大していく。

3. 産業の振興

農業については、今後の地域農業の柱となる水田園芸を県全体に定着させるとともに、米の需給緩和を踏まえた「需要に応じた生産の徹底」、生産コストの引き下げによる「持続可能な米づくりの確立」、リース牛舎や放牧を活用した「肉用牛生産の拡大」などの取組を進める。

島根ならではの特色ある生産である有機農業やGAPを推進するとともに、マーケットインの発想で生産の拡大と安定的な担い手の確保に取り組もうとする産地づくりを支援する。

地域を支える担い手を確保するため、新規就農者の確保や中核的な担い手の育成に向けたサポートを充実させる。また、集落営農の組織化、法人化や他の組織との広域的な連携、水田園芸の取組による経営の多角化やスマート農業技術の導入による農作業の省力化等を図ることによって、収益力の高い経営への

林業については、木を「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の推進による林業の成長産業化に向け、森林所有者の伐採意欲を喚起し、原木生産に必要な林道・作業道等の整備や再植林に必要な苗木の増産を推進するとともに、木質バイオマスの長期的・安定的な集荷システムの構築を図る。また、高品質・高付加価値の木材製品の製造と販路拡大、きのこのブランド力を高めるための施設整備や新品種導入などに取り組む。

水産業については、漁獲物の高品質化、消費者ニーズに合わせた商品づくり、産地での一次加工、資源管理やコスト削減などに一体的に取り組むなど「漁業の構造改革」による漁業経営の体質強化を図るとともに、必要な基盤の整備を進める。また、内水面漁業では、引き続き資源管理の取組みを推進する。

また、地域製品のブランド化とともに、地域資源を活用した6次産業化や県産品の県内外への流通・販売体制の強化に取り組む。

転換を促進する。

また、担い手不在集落の解消に向けて、日本型直接支払制度の拡大に向けた話し合いを起点として、営農の組織化や近隣の担い手との連携、定年等帰農者など多様な担い手の確保を図る。

鳥獣被害対策に意欲のある地域を集中的に支援することで、農作物被害の低減を図るとともに、幅広い担い手による捕獲体制づくり、捕獲鳥獣のジビエ活用拡大を進める。

林業については、林業専用道等の路網整備や高性能林業機械の導入、スマート林業の推進により、原木生産の低コスト化を推進するとともに、伐採から植栽までを連続して行う一貫作業やコンテナ苗の利用拡大等により、再造林の低コスト化を推進する。

また、製材工場の新設・規模拡大、既存の製材工場間での分業・連携による製材用原木の需要拡大、高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大により原木が高値で取引される環境整備を推進する。

林業就業者については、新規林業就業者の確保と定着強化を図るため、林業事業体自らが労働条件や就労環境の改善、新規就業者の育成に積極的に取り組むための環境整備を進める。

水産業については、企業的漁業経営体の経営強化を図るため、資源管理と操業の効率化を両立して経営の安定が図られるよう、魚種ごとに資源の分布状況を把握して、小型魚の漁獲を回避しつつ商品サイズの魚を選択的に漁獲できるシステムの導入・普及を推進する。

また、省エネ、省力化等を可能とする高性能漁船の導入と漁獲物のブランド化のための科学的根拠に基づく鮮度管理を徹底する商品づくりを推進し、収益性向上を図る。

農林水産業の担い手育成・確保については、県外での就業相談会の開催によるUIターン者の確保や、就業前・就業時・就業後など各段階でのきめ細かな支援により、新規就業・定着を図る。また、農業では、集落営農組織の経営多角化や法人化、林業では、林業事業体の経営基盤強化や高度な技術者の育成、水産業では、漁業経営体の体質強化や水産高校との連携に取り組む。

鳥獣による農林作物被害低減のため、鳥獣を引き寄せない環境づくりや被害防止施設の整備など、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。

地域産業については、伝統的技術や6次産業化など、地域の強みや資源を活かした新しい産業の創出や起業の促進に取り組む。また、既存企業の競争力強化や新分野進出、さらには産業を担う人材の育成・確保の推進などにより地域産業の発展をリードする中核企業の育成を図る。

また、地域にとって魅力のある雇用の場を確保するため、企業立地においては、県内での取引拡大や雇用増加など波及効果が大きい製造業の誘致や増設、アイデアと技術によって地理的ハンディを克服できるIT企業の誘致を促進する。

地域商業については、地域住民にとって重要なインフラであることから、その機能を維持・確保するため、消費者ニーズに対応した魅力ある商業・サービス業の展開を図るとともに、「まちづくり」や「地域づくり」の視点に立った取組を推進する。

観光については、観光客のニーズの多様化・目的志向・本物志向に応えられるよう豊富な地域資源を最大限活用し、魅力ある観光地づくりを進めるととも

沿岸漁業・漁村の活性化に向けては、将来、沿岸漁業・漁村をけん引する新規就業者に対し、市町村と連携し、研修から就業、経営発展に向けたサポートを集中できる仕組みを構築し、更なる技術のレベルアップや地域資源を活用したビジネス創出などの所得向上につながる取組を支援する。

特色ある内水面漁業の展開として、高津川や江の川などの河川域で育まれる豊かで多様な水産資源の維持・回復を図りつつ、アユなど地域の食文化と結びつきの強い水産資源の販売力を強化する。

地域産業については、伝統的技術や6次産業化など、地域の強みや資源を活かした新しい産業の創出や起業の促進に取り組む。また、既存企業の競争力強化や新分野進出、さらには産業を担う人材の育成・確保の推進などにより地域産業の発展をリードする中核企業の育成を図る。

あわせて、コロナ禍を経て、新たな販路開拓などニューノーマルへの順応や、世界的な脱炭素化の加速化に伴い新たに生まれる市場へ挑戦する取組、デジタル技術の導入・活用などを支援する。

また、地域にとって魅力のある雇用の場を確保するため、企業立地においては、県内での取引拡大や雇用増加など波及効果が大きい製造業の誘致や増設、アイデアと技術によって地理的ハンディを克服できるIT企業などのソフト産業の誘致を促進する。

地域商業については、地域住民にとって重要なインフラであることから、その機能を維持・確保するため、消費者ニーズに対応した魅力ある商業・サービス業の展開を図るとともに、「まちづくり」や「地域づくり」の視点に立った取組を推進する。

観光については、観光客のニーズの多様化・目的志向・本物志向に応えられるよう、本県が持つ豊富な地域資源や「美肌」を切り口とした素材を活用し、

に、国内外への効果的な誘客宣伝を積極的に展開する。また、外国人観光客の受け入れにあたり、人材育成や案内体制の充実等の基盤整備を推進する。

また、産業活性化や貨物物流等の拠点となる重要港湾等県管理港湾の整備を進める。

(2) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

情報化の推進については、光ファイバーなどの超高速情報通信環境の未整備地域において整備を促進するほか、携帯電話不感地域の解消に取り組む。

また、医療、福祉・生活、行政、教育、産業等の各分野におけるICTの利活用を促進するとともに、県民のICT利活用能力の向上を図る。

(2) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 【再掲】

県道については、高速交通拠点へのアクセス道路、生活圏中心都市へのアクセス道路、中山間地域の連携・交流の強化を図る道路、地域振興プロジェクトを支援する道路等を幹線道路として重点的に整備を進める。

また、豊かな中山間地域の形成を目指した道づくり、ひとにやさしい安全な道づくりのための生活関連道路の整備を進める。

市町村道については、国が指定する基幹的な市町村道を県代行事業として整備し、国県道と一体となった地域交通ネットワークの形成を促進する。

また、橋梁をはじめとする道路施設の計画的な補修と安全な歩行空間を創出する交通安全施設整備に努める。

農道、林道及び漁港関連道については、農林水産物の生産及び流通の合理化

魅力ある観光地域づくりを進め、国内外への効果的な誘客宣伝を積極的に展開する。また、インバウンド対策としては、多言語対応など外国人の利便性向上を図る受入環境の整備を図るとともに、国際航空路線の誘致に向けた取組を展開する。

また、産業活性化や貨物物流等の拠点となる重要港湾等県管理港湾の整備を進める。

4. 地域における情報化

情報化の推進については、光ファイバーなどの超高速情報通信環境の未整備地域において整備を促進するほか、携帯電話不感地域の解消に取り組む。

また、医療、福祉・生活、行政、教育、産業等の各分野におけるICTの利活用を促進するとともに、県民のICT利活用能力の向上を図る。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

県道については、高速道路整備によるストック効果を早急に全県に波及させるとともに、災害時や緊急時の輸送路として重要な役割を担う道路を骨格幹線道路と位置づけて、優先的に整備を進める。

また、地域の活力向上など課題解決に寄与するため、より生活に密着する道路について、幹線道路、生活関連道路と位置づけて整備を進める。

市町村道については、国が指定する基幹的な市町村道を県代行事業として整備し、国県道と一体となった地域交通ネットワークの形成を促進する。

また、橋梁をはじめとする道路施設の計画的な補修と安全な歩行空間を創出する交通安全施設整備に努める。

農山漁村地域においては、農林水産物の生産及び流通の合理化を図り、併せ

を図り、併せて生活環境の改善に資するため整備を進める。

交通確保対策としては、利用者が減少し、路線の維持・確保が困難になっているバス路線や鉄道などの生活交通について、運行支援や利便性向上策、利用促進により、運行の維持・確保を図る。

また、交通空白地域・不便地域等における生活交通の確保にあたっては、地域の実情に応じ、輸送需要に応じた最適な交通手段の組合せが選択されるよう、切れ目のない支援を行い、交通ネットワークの再構築を促進する。

離島航路は、船舶建造や運航等に対する支援を行うことにより、航路の安定的な確保や利便性向上を図る。

さらに、県内空港と東京や大阪などを結ぶ航空路線の維持・充実を図るとともに、地域住民の生活に必要な不可欠な離島航空路線については、必要に応じて維持のための助成を行う。

(3) 生活環境の整備

快適な生活環境づくりのために、下水道、浄化槽などの汚水処理施設や水道施設、廃棄物処理施設等の整備を進める。

また、県民の生命・財産を守るため、常備消防、消防団の体制及び施設の充実を推進するとともに地域住民との連携強化により地域防災力の一層の強化を図る。

て生活環境の改善に資する農道、林道及び漁港関連道の整備に努める。

過疎地域において、鉄道や路線バスなどの公共交通を維持することは、安心して住み続ける環境を維持する上で重要であるが、利用者の減少に伴い、公共交通を取り巻く現状は厳しい状況にある。

バス路線については、事業者・市町村等による地域生活交通を確保する取組を支援するとともに、地域の実情に応じて交通手段を見直し、日常生活を支える地域生活交通の確保に努める。

また、鉄道については、沿線自治体等と連携した利用促進などに取り組み、路線の維持存続を図る。

離島航路は、船舶導入や運航等に対する支援を行うとともに、航路運賃の低廉化を継続し、航路の維持や利用者へのサービス向上を図る。

さらに、航空路については、地域振興や観光振興、便利で快適な県民生活を実現するために重要な役割を果たしていることから、地元の利用促進協議会と連携して利用促進を図ることで、路線の維持・充実を図る。

6. 生活環境の整備

快適な生活環境づくりのために、下水道、浄化槽などの汚水処理施設や水道施設、廃棄物処理施設等の整備を進める。

また、県民の安全・安心な暮らしを守るため、道路の防災対策、治水対策、土砂災害対策などの防災・減災対策のハード対策、ソフト対策を併せて推進する。

さらに、県民の生命・財産を守るため、常備消防、消防団の体制及び施設の充実を推進するとともに地域住民との連携強化により地域防災力の一層の強化を図る。

さらに、過疎地域の美しい自然景観や歴史的・文化的景観を活かした地域づくりを住民と一体となって進めていく。

(4) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

若い世代が希望どおりに結婚し、出産、子育てができるように切れ目のない支援体制の構築や、仕事と子育ての両立支援の取組を推進する。

高齢者が長年住み慣れた地域で、保健、介護、福祉などの必要なサービスが受けられ、安心して暮らせるよう総合的な支援対策の充実に努め、健康づくりの推進、介護予防の推進、認知症施策の推進、高齢者の積極的な生きがい活動及び社会参加の促進等の施策を重点的に推進していく。

また、障がいのある人が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会の実現に向けて取り組む。

(5) 医療の確保

過疎地域の美しい自然景観や歴史的・文化的景観を活かした地域づくりを住民等と一体となって進めていく。

7. 結婚・子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

結婚・出産支援については、結婚に対する気運の醸成を図り、出会いの場づくりの取組等に取り組むとともに、子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠期から産前産後を過ごせるよう、妊産婦の産前・産後ケアに引き続き取り組む。

また、子育て支援については、保育所や、放課後児童クラブ等の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立支援の取組を推進する。

仕事と子育ての両立支援については、従業員の子育てを積極的に支援する企業の認定・表彰、経営者・管理職の意識改革や職場環境の改善などに積極的に取り組む企業への支援等により、企業等における仕事と子育ての両立しやすい職場環境づくりを促進する。

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムをさらに進めていくため、介護予防や高齢者の社会参加の推進、生活支援の充実、適正な介護サービスと住まいの確保、介護人材確保、医療との連携、認知症施策の推進等について、市町村等と連携して取り組む。

また、障がいのある人が住みたい地域で自立して暮らせるよう、福祉サービス提供基盤の整備や、生活支援体制の強化、就労支援、特別な支援が必要な子と親への支援等の充実を図るとともに、障がいに対する理解を促進し、障がいの有無にかかわらず共に支え合う地域共生社会の実現を目指す。

8. 医療の確保

「島根で働く医師を《呼ぶ》」「島根で働く医師を《育てる》」「島根で働く医師を《助ける》」の3本柱で引き続き医師確保対策に取り組む。

看護職員の確保のため、「県内進学促進」、「県内就業促進」、「離職防止」、「再就業促進」、「資質向上」を柱に引き続き取り組む。

医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材・設備等）を効率的、効果的に活用できるよう医療施設間の機能の分担・連携を推進するとともに、地域の実情に応じ、在宅医療を含めた住民の生活を支える身近な医療を確保・充実する。

また、ドクターヘリの運航や医療情報ネットワーク「まめネット」の整備などにより圏域を超えた広域的な医療連携を図り、総合的に過疎地域の医療の確保を図る。

（6）教育の振興

地域に愛着と誇りを持った人づくりを進め、確かな学力・豊かな心・健やかな体、いわゆる知徳体のバランスのとれた子どもたちを育む教育を行っていく。

また、緊急性・必要性を踏まえながら、過疎地域の県立学校の環境整備を計画的に推進するとともに、生徒の通学手段の確保や通学費等を補助することにより、その経済的負担の軽減を図る。

さらに、小規模高校の教育水準を確保する観点から、教員の加配に努めるとともに、地域に支えられ、地域内外から生徒が集まる魅力と活力のある学校づくりを目指す。

医師確保については、「島根で働く医師を《呼ぶ》」「島根で働く医師を《育てる》」「島根で働く医師を《助ける》」の3本柱で引き続き医師確保対策に取り組む。

看護職員の確保については、「県内進学促進」、「県内就業促進」、「離職防止」、「再就業促進」、「資質向上」を柱に引き続き取り組む。

医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材・設備等）を効率的、効果的に活用できるよう医療施設間の機能の分担・連携を推進するとともに、ドクターヘリの運航や医療情報ネットワーク「まめネット」の整備などにより圏域を超えた広域的な医療連携を図る。

また、在宅医療を含めた住民の生活を支える身近な一次医療を維持・確保するため、診療所を支援する地域の拠点病院への支援や、総合診療医の養成等を進めるなど、総合的に過疎地域の医療の確保を図る。

9. 教育の振興

未来を担う子どもたちに、心身の健康や学力を身につけ、ふるさとへの誇りや思いやりの心が育まれるよう、学校・家庭・地域が連携し、発達の段階に応じたきめ細かな教育を行っていく。

また、緊急性・必要性を踏まえながら、老朽化した施設の改修や防災対策を進めることに加え、時代に即したバリアフリー化や情報化等の対応など過疎地域の県立学校の環境整備を計画的に推進するとともに、生徒の通学手段を確保する。

さらに、小規模高校の教育水準を確保する観点から、教員の加配に努めるとともに、地域の魅力や教育資源を生かし、地域に開かれた学校づくりを目指す。

過疎地域の住民が、生涯学習活動や生涯スポーツ活動に取り組むとともに、公民館等において行われる地域課題の解決や市民意識の醸成に資する多様な学習活動や実践活動を支援することにより、地域を担うひとづくりを推進する。

(8) 集落の維持、活性化

人口減少や高齢化が進む中、地域活動の担い手不足が深刻化しており、地域コミュニティの維持や、買い物などの日常生活に必要な様々な機能・サービスの確保が困難な集落が増えている。個々の集落を超えて、公民館エリア（旧小学校区）を基本とし、地域運営の仕組みづくりへの取組（「小さな拠点づくり」）を推進する。

そのためには、行政主導ではなく住民同士の話し合いの中で、現状分析や課題抽出、解決を目指した計画づくり等を進める必要があり、その実践段階においても地域住民が参画する形で進めていくことが求められる。

具体的には、今後も地域に人々が住み続けることができるよう、長期的な視点に立って積極的な地域再生を図るという考え方のもとで、「生活機能」「生活交通」「地域産業」という3つの柱の取組を進めていく。

これに加え、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」など地域運営に関わる人材の育成・確保や地域課題に取り組む民間団体等の育成・支援を行う。

過疎地域の幅広い世代の地域住民が、主体的に様々な地域課題の解決に向かえるよう、実行力を養う学習活動や実践活動を支援し、持続可能な地域づくりを実現するための基盤となる地域を担う人づくりを推進する。

10. 集落の維持、活性化

人口減少や高齢化が進む中、地域の担い手不足が深刻化しており、既存の集落単位の取組だけでは、地域コミュニティの維持や、買い物などの日常生活に必要な様々な機能・サービスの確保が難しくなっている。

こうした状況の中で、集落の維持・活性化を図るため、個々の集落を越えた公民館エリア（旧小学校区）を基本単位として、住民生活に必要な機能の確保に取り組む持続可能な地域運営の仕組みづくり（「小さな拠点づくり」）を推進する。

なお、公民館エリアの人口規模が小さくなるにしたがって、日常生活に必要な機能やサービスの維持・確保が厳しい状況にあることから、今後は、生活機能の確保が急務な公民館エリアにおける課題解決に向けた活動への着手と、活動の内容や範囲の拡大への取組に対して重点的に支援をしていく必要がある。

そのため、「生活機能（生活交通を含む）の確保」に重点を置いた「小さな拠点づくり」を推進するとともに、地域の豊かな自然環境や特徴ある資源を活用し、商品化につなげる「スモール・ビジネス」の取組を支援するなど、中山間地域の産業振興による雇用の確保と所得の向上にも取り組んでいく。

これに加え、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」、また、特定地域づくり事業など地域運営に関わる人材の育成・確保や地域課題に取り組む民間団体等の育成・支援を行う。

(7) 地域文化の振興等

優れた芸術文化の鑑賞や、県民の日頃の文化活動の成果を発表する機会の拡充などにより、生涯にわたり文化に親しみ、生き生きと暮らせる豊かな環境づくりを進めるとともに、担い手となる人材の育成に努める。

併せて、住民の自主的な文化活動に対する財政的支援、奨励やその功績を称える顕彰制度の充実など多面的な支援を行う。

また、貴重な地域資源である地域文化の保存・継承を図るとともに、地域住民がこれらの地域文化への理解と愛着を一層強め、積極的に活用することで新しい地域文化の創造が図られるよう支援を行っていく。

【(1) 産業の振興 より】

再生可能エネルギーについては、豊富に存在する森林を活用した木質バイオマスをはじめ、風力や太陽光などの導入により、関連産業の活性化や雇用の促進が期待できることから、積極的に導入の促進を図る。

(9) 過疎市町村に対する行財政上の援助

県は、過疎市町村の行う各種の過疎対策事業について、国庫補助事業等の積極的な導入はもとより、地域の実情に即した事業が実施できるよう、行財政上の支援を行う。

(新設)

1.1. 地域文化・スポーツの振興等

優れた芸術文化の鑑賞や、県民の日頃の文化活動の成果を発表する機会の拡充などにより、生涯にわたり文化に親しみ、生き生きと暮らせる豊かな環境づくりを進めるとともに、担い手となる人材の育成に努める。

併せて、住民の自主的な文化活動に対する財政的支援、奨励やその功績を称える顕彰制度の充実など多面的な支援を行う。

また、貴重な地域資源である地域文化の保存・継承を図るとともに、地域住民がこれらの地域文化への理解と愛着を一層強め、積極的に活用することで新しい地域文化の創造が図られるよう支援を行っていく。

スポーツの振興については、スポーツを通じて豊かさを実感できる社会の実現に向け、県民誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進していく。

1.2. 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーについては、豊富に存在する森林を活用した木質バイオマスをはじめ、風力や太陽光などの導入により、関連産業の活性化や雇用の促進が期待できることから、積極的に導入の促進を図る。

1.3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

県は、過疎市町村の行う各種の過疎対策事業について、国庫補助事業等の積極的な導入はもとより、地域の実情に即した事業が実施できるよう、行財政上の支援を行う。

1.4. 過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な

援助

県は過疎地域の市町村の区域を越える施策を実施するとともに、過疎市町村間の連絡調整に努める。

また、過疎市町村に対する人的及び技術的援助その他必要な援助について、「過疎地域等政策支援員」等の制度の活用も検討し実施する。